

Morisawa サーバーフォントライセンス エンドユーザライセンス契約書

株式会社モリサワ（以下「当社」といいます）は、当社のフォント製品（関連するドキュメンテーションを含みます）の使用についての契約内容（以下「本契約」といいます）を次の通り定めます。本契約は、当社と本契約に同意し、ライセンス証明書等の交付を受けたエンドユーザ（個人・団体を問わず、以下「ライセンス取得者」といいます）との間に適用され、当社からライセンス取得者に提供されるすべての本フォントに適用されるものとし、本フォントのアップデート及び新バージョンについても適用されるものとします。なお、エンドユーザが、第19条その他本契約の条件について、現在もしくは過去に違反し、またはそれら疑いがあると判断する場合、または、本契約の条件に将来違反する可能性があると判断する場合、その他当社が適当と判断する場合、当社はライセンス証明書を交付しないことがあります。

1. 定義

本契約における用語の定義は、次の通りとします。

- 「ライセンス証明書等」とは、別途当社から交付される書面をいいます。尚、ライセンス証明書等は、本契約の一部を構成するものとします。
- 「本フォント」とは、ライセンス証明書等により指定されるフォントをいいます。
- 「指定サーバ」とは、ライセンス証明書等により指定されるサーバをいいます。
- 「指定サービス」とは、ライセンス証明書等により指定される本フォントの利用内容（指定サービス）をいいます。
- 「クライアント」とは、ネットワークを介して指定サーバにアクセスするコンピュータまたはその使用者をいいます。

2. 使用の許諾

当社はライセンス取得者に対し、本フォントの使用を次の通り非独占的に許諾します。尚、許諾の地域的範囲を限定しませんが、当社の書面による承諾を得た場合を除き、ライセンス取得者は日本国内に本店を有する法人または日本国内に居住する個人に限られるものとします。

- インストール
ライセンス取得者は、当社指定の方法により本フォントを指定サーバに複製すること（以下「インストール」といいます）ができます。
- 表示
ライセンス取得者は、指定サービスにおいてクライアントの操作により作成されたデータについて、指定サーバ上で本フォントを使用してビットマップ画像データを生成し、指定サービス上でクライアントに接続するディスプレイで表示させることができます。
- フォントの埋め込み及び頒布等
ライセンス取得者は、次の条件で本フォントを利用することができます。
 - 指定サービスにおいてクライアントの操作により作成されたデータについて、指定サーバ上で本フォントを埋め込んだ電子データを生成すること。
 - 但し、ライセンス取得者は、本フォントが次の条件により埋め込まれることに同意します。
 - (A) 埋め込み前の電子文書で使用されている文字等のみが埋め込まれること、(B) 埋め込まれた本フォントが取り出せないこと、かつ (C) 埋め込まれた本フォントを用いて電子文書が編集できないこと。
 - 上記イの電子データについて、指定サービス上でクライアントに接続するディスプレイで表示させること
- 上記2) の画像データまたは上記3) イの電子データまたはこれらの印刷物等の有体成果物について、指定サービスにおいてクライアントに直接または間接的に交付、頒布または販売し、有償・無償を問わず、クライアントの利用に供すること。例えば、クライアントの利用者は、当該データまたは有体成果物を、(A) 映画、テレビ番組、ビデオ、DVD、ゲームソフト等のタイトル・テロップ・フリップ、(B) ウェブサイトのバナー広告、(C) 印鑑・スタンプ等の有体物等としての利用に供することができます。
- バックアップ等
ライセンス取得者は、次の条件で本フォントを利用することができます。
 - 本フォントを、そのバックアップを目的とした場合を含めて、指定サーバに複数回インストールすること。
 - 指定サーバにインストールされた本フォントを、そのバックアップを目的とした場合に限り、他の記憶装置または記憶媒体にコピーすること。なお、他の記憶装置または記憶媒体にコピーされた本フォントは、指定サーバへのリストアのみに使用することができます。
- 開発委託
ライセンス取得者は、ライセンス証明書に規定された「指定サーバの開発受託者」に対して本フォントを提供し、本条1）から4）に規定するもののうち、指定サービスの開発、運用または保守のために必要となる行為を行わせることができます。但し、ライセンス取得者は、これらの者の行為についての一切の責任を負うものとします。

3. 禁止事項

ライセンス取得者は、次に例示する行為その他本契約に記載する許諾の範囲外の行為は一切してはなりません。

- 有償・無償を問わず、第三者に利用させる目的で、本フォントから文字情報を取り出し、または取り出させること
- 有償・無償を問わず、第三者に利用させる目的で、本フォントから取り出された文字情報を改変等の翻案をする等してフォントその他の二次的成果物もしくはそのデータを製作し、または製作させること
- 本フォントから取り出した文字情報、フォントの代替として機能するあらゆるデータ、これらに変形もしくは翻案または改変をする等して製作したフォント等の二次的成果物、もしくはこれらのデータを、有償・無償を問わず、第三者に交付、送信その他の方法により頒布すること
- 本フォントにつき、逆アセンブル、逆コンパイル、または解読し、またはこれらを行わせること
- 第2条に定められた以外の方法により本フォントを使用すること。例えば、本フォントを使用して指定サービスのユーザインターフェース上の画像、バナー広告、指定サービスに関する説明書

等を作成すること、指定サービスを提供するウェブサイトにおいて、本フォントをWebフォントとして配信することを含みますが、これらに限られません。

- 本フォントに含まれるマニュアル等の関連資料の全部であろうと一部であろうと、また如何なる形態であっても、そのコピーを取ること
- 権利保護を目的として本フォントにあらかじめ設定された技術的な制限を解除、無効化する行為、当該行為の方法の公開、または前記方法を用いて本フォントを複製、変形もしくは翻案、改変または使用すること
- 本フォントの保護を無効にする機能を有するソフトウェアにおいて、そのような機能を有すると知りながら、その機能を使用すること（ソフトウェアの機能により、第2条第3項イ（A）から（C）に定める条件を満たさない方法で本フォントを電子データに埋め込むことを含みます）
- 本契約の規定に従い、本フォントを使用する場合を除き、本フォントを変更したり、他のソフトウェアやドキュメンテーションと結合したりすること

4. 権利の帰属

本フォントの著作権その他一切の権利、企業秘密は、当社または当社に権利を許諾した第三者（以下「当社のライセンサー」といいます）に帰属しています。また、本フォントから取り出した文字情報を始めとして、この文字情報に基づき製作されたウェイト・スタイル・バージョンを変化させた文字、フォントその他の本フォントの二次的成果物及びそれらのデータについての著作権その他一切の権利は、それが適法に製作された与否を問わず、当社または当社のライセンサーに帰属するものとします。よって、ライセンス取得者の権利は、当社のライセンサーからのライセンス及び本契約の各条件によって制限されます。

5. 権利の譲渡等の禁止

ライセンス取得者は、如何なる理由があろうとも、当社の書面による許諾を得ずに本フォントの全部または一部を再配布、公衆送信（送信可能化を含む）、貸与、レンタル、疑似レンタル、再販売（中古品取引を含む）、組込をしてはならず、本フォントの使用権を第三者に再許諾し、本フォントもしくは本ライセンス契約上の地位を第三者に譲渡し、またはそれらを担保に供することはできません。

6. 損害賠償額の上限

ライセンス取得者が本フォントの使用に関連して何らかの損害を被った場合であっても、名目の如何を問わず当社が負担する責任は金銭賠償に限られ、その賠償額は、ライセンス取得者が実際に支払った本フォントの使用権許諾の金額を上限とします。本フォントの使用または使用不能により、またはそれらに関連して生じるライセンス取得者の派生的財産的損害及び直接的または間接的な営業上の損害、精神的損害については、如何なる場合であっても当社及び当社のライセンサーはその責めに任じないものとします。

7. 保証の範囲

当社はライセンス取得者が本フォントを最初に取得した日から90日間、本フォントが格納される媒体やマニュアルに物理的な欠陥、乱丁、落丁があった場合には、その程度に応じて当社の判断に基づき、交換または本フォントの削除及び返還と引き換えに本フォントの使用許諾の代金の返還を行います。本フォントに重大な瑕疵があった場合（動作保証対象外の特定の機器または第三者のソフトウェアに起因する動作不具合を除きます）、当社は、ライセンス取得者が本フォントを最初に取得した日から90日間、その程度に応じて自らの判断に基づき、修補プログラムの提供、解決方法の案内、または本フォントの削除及び返還と引き換えに本フォントの使用許諾の代金の返還を行います。当社は、本フォントの品質、機能がライセンス取得者の使用目的の全てに適合することを保証するものではなく、本フォントの選択・導入の適否、本フォントまたは本フォントを使用するアプリケーションの不具合によるデータの損失を防御するための適切なバックアップ等についてはライセンス取得者の責任とします。

8. アドビの権利

本フォントがアメリカ合衆国カルフォルニア州95110-2704、サンノゼ市、パークアベニュー、345 所在、アドビ・システムズ・インコーポレーテッド（以下「アドビ」といいます）のポストスクリプトフォント技術を含んでいる場合、アドビは、本契約条項に基づくライセンスに関する利害関係者（第三者受益人）であり、その技術に関する限り、当社の他にアドビもまた本契約の遵守をライセンス取得者に直接要求することができます。

9. 輸出に関する制限

本フォントは、アメリカ合衆国製の技術で作成されています。よって、如何なるフォームであろうと、本フォントの輸出、再輸出に際してはアメリカ合衆国連邦法の制限を受けます。前記に関する義務は、本契約の終了後においても有効に存続することに同意しなければなりません。

10. アメリカ合衆国政府機関のライセンス取得者

本フォントは、48 C.F.R. 2.101で定義される「商品項目（commercial item）」であり、48 C.F.R. 12.212の定義による「商用コンピュータソフトウェア（commercial computer software）」と「商用コンピュータソフトウェア文書（commercial computer software document）」で構成されます。よって、すべてのアメリカ合衆国政府機関のライセンス取得者は、48C.F.R. 12.212と48 C.F.R. 227.7202-1から227.7202-4で定められている通り、本フォントについて、当該規定に記載された権利のみを取得するものとします。（C.F.R.は、アメリカ合衆国政府の行政部及び機関によって官報にて公布される一般的及び永続的な規則を成文化した「Code of Federal Regulations（連邦規則集）」を指します。）

11. サポート及びサービス

ライセンス取得者は、当社の現行の製品サポート・サービスに関するポリシー（ライセンス取得者のご希望により入手することができます）に記載されたサポート・サービスを受けることができます。但し、ライセンス取得者に提供される当社のサポート・サービスは、日本国内における日本語によるものに限られるものとします。

12. 保管の義務

本契約により、その使用を許諾される本フォントをインストールする際に使用するインストールキー等の識別情報は、ライセンス取得者毎に作成、提供される固有のものです。ライセンス取得者は、それら

を厳重に保管し、第三者に開示してはなりません。万一、それらが第三者に使用された場合、その責任はライセンス取得者が負わなければなりません。なお、その場合、ライセンス取得者は、本フォントの使用許諾料金相当額を含む当社が被った全損害を賠償しなければなりません。

13. ライセンスの遵守

本フォントは、著作権法及び国際著作権条約をはじめその他の法令により保護されています。ライセンス取得者は、本フォントを含めたソフトウェアの健全な使用環境の形成に努めなければなりません。本契約の遵守について、ライセンス取得者は、当社から要求された場合、その時点において、本フォントを含む当社のフォント製品及びソフトウェア製品が、各々の製品の有効なライセンスに従って使用されていることを、30日以内にインストール状況の調査報告書、ライセンス証明書等の写しの提出等を含め書面により証明しなければなりません。

14. 監査

ライセンス取得者が本契約に違反している合理的な疑いがあると当社が判断した場合もしくは第16条により契約解除された場合、当社は、ライセンス取得者に対し、事前に通知を行うことにより、随時コンピュータ、ハードディスク、記憶媒体または、その他のバックアップ媒体及びその他の書類についての監査をライセンス取得者の本店等の事業所、自宅だけでなく当社が必要と認めた場所で行うことができるものとします。ライセンス取得者は、本契約の終了後であっても、当社が第18条に規定するライセンス取得者の本契約の終了に伴う義務の履行を確認した後3年以内に当社より上記監査の通知があった場合には、その実施日が上記3年の期間の経過後であっても、その監査を受け入れなければなりません。

15. 違約賠償

第13条によるインストール状況の開示または第14条による調査の結果等その他の事由により、本フォントの無許可複製の存在が判明した場合、ライセンス取得者は、当該無許可複製したサーバアプリケーション用フォントライセンスの利用形態一括購入価格に乘じた金額及び当社が費やした当該調査の実施費用の合計額を当社に支払わなければなりません。また、本フォントの使用期間が終了または満了した後に、コンピュータ等に本フォントが現存し、または存在していたことが判明したときは、ライセンス取得者の責めに帰すべき事由がない場合を除き、本条に定める算定式により算出された金額及び費用の合計額を支払わなければなりません。

16. 契約の解除

当社は、ライセンス取得者が本契約のいずれかの条項に違反した場合または当社の著作権を侵害した場合には、本契約を解除することができます。なお、ライセンス取得者は、自らの違反行為により、当社が損害を被った場合には、本契約が解除されると否とに拘わらず、その損害を賠償しなければなりません。

17. 契約期間

本契約は、本フォントの使用権許諾の代金が当社へ支払われることを条件に、本契約の締結時または本フォントの使用開始時のいずれかの早い時点から成立します。本契約は、当社による解除等によって終了するまで有効とし、また、本契約について有期の契約期間が指定されている場合は、当該契約期間が満了するまで有効とします。なお、当該契約期間の満了にあたりライセンス取得者が本契約の更新を拒絶した場合や当該契約期間満了日までに本契約の更新の手続が完了しない場合、本契約は契約期間満了日をもって終了します。

18. 契約の終了に伴う義務

ライセンス取得者は、本契約が期間の満了または解除等により終了した場合、直ちに本フォントの使用を停止し、本フォントを削除しなければなりません。なお、契約終了の事由の如何に拘わらず、当社は、本フォントのライセンス証明書等により指定される契約期間満了日迄の使用権許諾の代金をライセンス取得者に返還しません。

19. 反社会的勢力の排除

ライセンス取得者は、当社に対し、自己または自己の役員、従業員もしくは自己の経営に関与する者について、次の各号に定める事項を表明及び保証し、かつ将来にわたって保証するものとします。ライセンス取得者が本条の全部または一部に違反し、またはそのおそれがある場合、当社は、何らの催告を要さず、また、何らの責任を負担せずに本契約を解除することができます。

- 1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずる者その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）でないこと、または過去に反社会的勢力でなかったこと。
- 2) 反社会的勢力を利用しないこと。
- 3) 資金提供その他の行為を通じて反社会的勢力の維持運営に協力または関与しないこと。
- 4) 反社会的勢力と交際していないこと。
- 5) 自らまたは第三者を利用して、当社または第三者に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辭、業務妨害行為もしくは名誉や信用を毀損するなどの行為をしないこと。

20. 技術的手段等の追加及び条項の追加・修正

- 1) 当社は、本フォントが本契約により許諾される範囲で使用されるために、如何なる技術的手段をも適時追加することができるものとします。
- 2) 当社は、その裁量により、本契約の条項の一部または全部を変更または追加することができます。当社は、当該変更または追加（以下「条件変更等」といいます）を、条件変更等有効となる7日前に本フォントに関する当社ウェブサイトに掲載するものとします。但し、当社は、条件変更等がライセンス取得者にとって不利益である場合、条件変更等有効となる30日前に掲載します（これらの7日または30日の期間を「受諾期間」といいます）。当社は、条件変更等の内容、発効日及び変更・追加の理由を、電子メール、ウェブサイトへの掲載その他の手段によりライセンス取得者に通知または公表するものとします。ライセンス取得者が条件変更等を受諾することができますと判断する場合、受諾期間中に当社に条件変更等の受諾拒否を申し出、本契約を解除することができます。この場合でも第18条の規定が適用されます。受諾期間中に当該拒否がなされない場合には、ライセンス取得者が条件変更等に合意したものとみなします。

21. 一般条項

本契約は日本法に準拠するものとし、本契約に関する紛争は大阪地方裁判所・大阪簡易裁判所を第1審

の専属的合意管轄裁判所とします。

22. 完全合意及び変更の禁止

当社の定めた形式の申請書により合意された場合を除き、本契約は、本フォントに関する、当社及びライセンス取得者の間における完全な合意を示すものであり、口頭、書面または電磁的方法の如何を問わず、本フォントに関する当社及びライセンス取得者間における以前の合意に優先します。第20条第2項に定める場合を除き、本契約は、当社の代表者の書面による同意のない限り、一切の修正または変更を行うことができません。

23. 権利放棄及び可能性

当社が本契約に関する権利を行使しないことは、権利放棄を意味するものではありません。当社は、書面によらずに本契約に関する権利を放棄することはありません。また、当社は、当社が本契約に関する権利を放棄した場合であっても、当社が別途明示しない限り、当該権利を過去に遡って放棄すること、または将来に渡って放棄し続けることを意味するものではありません。本契約の条項の一部の条件が違法、無効その他の理由により法的に強制できないことが判明した場合、当該条件は当該条項から切り離されるものとし、他の条件の有効性及び強制力に影響を与えることはありません。

24. 言語、見出し等

本契約は日本語で作成され、日本語以外の翻訳版が存在する場合であっても、これは参考のためにのみ作成されたものであり、何らの効力も有しません。また、本契約の見出しは、参照の便宜のためのものであり、本契約の解釈に影響を及ぼしません。本契約は、本契約を作成したという理由によって、当社の不利になるような解釈はなされないものとします。

25. 通知

別段の定めがない限り、ライセンス取得者から当社に対する本契約に関する通知は、書面で、本契約を引用し、かつ、当社の本店所在地宛てに送付されなければなりません。当該通知は、ライセンス取得者から当社に、(a) 手渡されたとき、(b) ファクシミリで送信され、かつ、送信機における受領確認書を得たとき、(c) 配達証明書付きの書留郵便で送付されてから5営業日後、または (d) 民間の宅配業者に預託し、受領確認書を得てから2 営業日後に、それぞれなされたものとみなされます。